

(案)

石狩市下水道事業経営戦略

公 共 下 水 道 事 業
特定環境保全公共下水道事業
個別排水処理施設整備事業

計画期間

【策定】 (令和3年度～令和12年度)

【改訂】 (令和7年度～令和16年度)

【策定】 令和2年10月

【改訂】 令和6年 月

石狩市 水道部

目 次

I. 策定の趣旨	1
(1) 経営戦略の位置付け	
(2) 対象事業・計画期間	
II. 事業概要	2
(1) 事業の現況	
(2) 経営健全化への取り組み	
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	
III. 将来の事業環境	17
IV. 経営の基本方針	19
V. 投資・財政計画（収支計画）	21
(1) 収支推計の前提となる諸条件	
(2) 投資・財政計画（収支計画）について	
(3) 今後検討を要する項目	
VI. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	30
VII. まとめ	31
(別紙)	
○経営指標の概要	32

I. 策定の趣旨

本市の下水道は、これまで、全ての市民が生活排水を処理できることを目標に、公共用水域の汚濁防止や水洗化による生活環境の改善を図ってきました。

近年、整備率は向上したものの、人口減少など社会情勢の変化とともに、下水道事業を取り巻く環境も大きく変化してきました。

本市では、環境変化に対応するため、「石狩市下水道中期ビジョン」やこれに続く「第2期石狩市下水道ビジョン」（以下「ビジョン」という。）と、「石狩市生活排水処理基本計画」を策定し、各種取り組みを進めています。

こうした中、今後はさらに中長期的な経営や収支見通しなどの財政的観点も考慮し、定期的な使用料改定を実施するほか、より効率的・効果的かつ安定的な汚水処理の実施や施設の維持管理に取り組み、将来にわたり持続する下水道事業とすることを目標とする『石狩市下水道事業経営戦略』（以下「経営戦略」という。）を策定することとします。

なお、特定環境保全公共下水道事業（以下、「特環下水道事業」という。）において策定済みである『石狩市特定環境保全公共下水道事業経営戦略』（平成29年3月）は、公共下水道事業と特環下水道事業を会計統合したことも踏まえ、その役割を本経営戦略が引き継ぐものとします。

本経営戦略は、『概ね4年毎の見直し』と『収支均衡の継続』を基本原則とし、より実効性の高い計画としていくため、実績に基づく検証を踏まえて、定期的な改訂を実施します。

- ・令和2年10月 石狩市下水道事業経営戦略策定
- ・令和6年●月 石狩市下水道事業経営戦略改訂

(1) 経営戦略の位置付け

ビジョンの基本理念を実現させるために、経営戦略を踏まえ、毎年度の予算編成を行います（図-1 参照）。

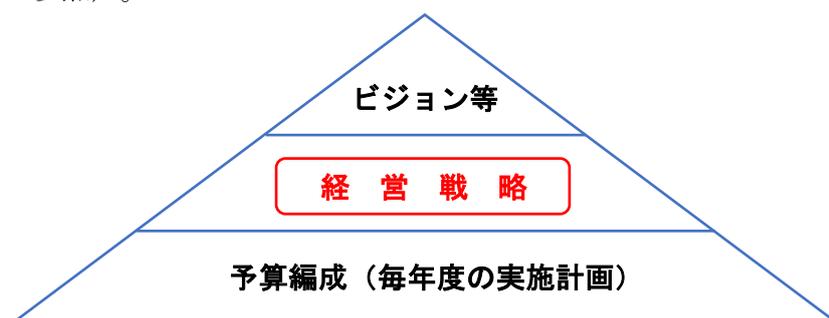


図-1 経営戦略の位置付け

(2) 対象事業・計画期間

対象事業は、公共下水道事業、特環下水道事業、個別排水処理施設整備事業（以下、「個排事業」という。）とします。

経営状況を中長期的に把握するために、計画期間は10年間とします。

II. 事業概要

(1) 事業の現況

本市の下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の汚濁防止・水質保全等を図ることを目的として、都市計画区域における公共下水道事業、都市計画区域外における特環下水道事業に加え、下水道の整備が行われない地区における個排事業の3事業により、令和3年3月に策定した「石狩市生活排水処理基本計画」に基づき、実施しています。

○ 公共下水道事業

- ・昭和48年事業着手
- ・現計画では市街化区域約1,188haのうち、約1,184haを整備予定
- ・札幌市の施設である茨戸水再生プラザ及び手稲水再生プラザに汚水処理委託
- ※札幌市が行う維持管理及び建設費用の一定割合を負担
- ・処理委託以外に八幡処理場（平成20年3月供用開始）で汚水処理
- ・雨水管の整備及び老朽化した汚水処理施設の更新を継続

○ 特環下水道事業

- ・平成11年事業着手（厚田処理区）
- ・平成14年事業着手（望来処理区）
- ・令和2年度より緑ヶ原及び厚田区虹が原を処理区域に編入（八幡処理区）
- ・令和6年度より浄化センターの電気設備を更新予定
- ・使用料収入が収入全体の10%程度であり厳しい経営状況
- ・令和2年度より地方公営企業法を適用（法適化）、公共下水道事業と会計統合

○ 個排事業

- ・合併処理浄化槽による生活排水処理
- ・平成13年着手（合併前の厚田村）
- ・合併後、平成26年度以前は厚田区及び浜益区を対象に整備
- ・平成27年度以降は石狩市全域を対象に整備
- ・令和3年度から令和12年度まで年間15基を整備予定
- ・令和6年度より地方公営企業法を適用（法適化）、公共下水道事業・特環下水道事業と会計統合

① 事業概要

・ 事業の現況

本市の下水道事業の現況は表-1 のとおりとなっています。

表-1 下水道事業の現況

(令和6年3月末現在)

項目	公共下水道事業 ^①		個排事業 (下水道区域以外)
	公共下水道事業 ^②	特環下水道事業	
供用開始年月日	昭和52年1月31日	平成15年9月1日	平成13年4月1日
法適用年月日(一部) ^③	平成20年4月1日	令和2年4月1日	令和6年4月1日
処理区域内人口密度	48.0/ha	15.9/ha	—
行政区域内人口	57,480人	57,480人	57,480人
処理区域内人口	52,903人	1,448人	461人
水洗化人口	52,739人	1,435人	461人
処理場(処理区名) 又は浄化槽設置基数	茨戸水再生プラザ (茨戸処理区) 手稲水再生プラザ (手稲処理区) 八幡処理場 ^④ (八幡処理区)	厚田浄化センター (厚田処理区) 望来浄化センター (望来処理区) 八幡処理場 ^④ (八幡処理区)	271基

・ 施設の概要(管渠)

公共下水道事業は昭和48年度に事業着手し、整備を行ってきました。公共下水道事業と特環下水道事業の污水管と雨水管の累計延長は、令和5年度末で約473.3kmとなっています(図-2 参照)。

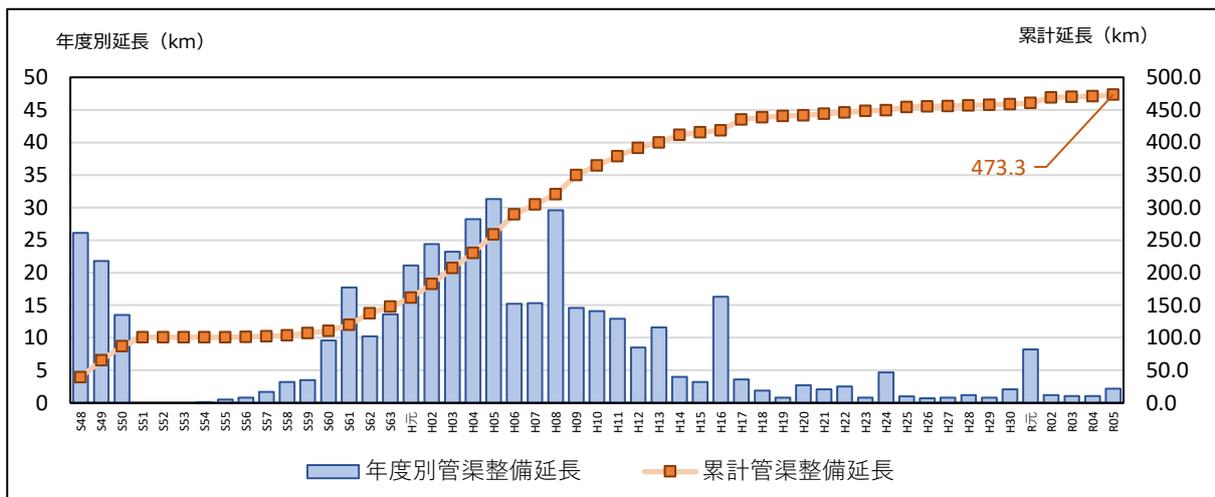


図-2 管渠の年度別整備延長

① 下水道法に基づく下水道(公共下水道、流域下水道、都市下水路)のうちの公共下水道を指す(広義)。
 ② ①の公共下水道のうち一つの市町村で実施する都市計画区域を対象とする公共下水道を指す(狭義)。
 ③ 地方公営企業法が全部適用となる水道事業と違い、下水道事業では財務規定だけを適用することができる。
 ④ 特環下水道事業の緑ヶ原及び厚田区虹が原地区の汚水処理は公共下水道事業の八幡処理場で行っている。

・ 施設の概要（ポンプ場・終末処理場）

昭和51年度に花川北汚水中継ポンプ場と茨戸水再生プラザの供用開始し、建物の法定耐用年数である50年を迎えようとしています。そのため施設の老朽化による維持管理費や改築更新費の増大が見込まれます（表-2 参照）。

表-2 施設の概要

施設名		供用開始年度	R6.3末現在 経過年数
ポンプ場	樽川汚水中継ポンプ場	平成6年度	29年
	花川北汚水中継ポンプ場	昭和51年度	47年
	本町汚水中継ポンプ場	平成9年度	26年
	花川南汚水中継ポンプ場	昭和61年度	37年
終末処理場	茨戸水再生プラザ	昭和51年度	47年
	八幡処理場	平成19年度	16年
	厚田浄化センター	平成15年度	20年
	望来浄化センター	平成17年度	18年

・ 広域化・共同化・最適化実施状況

地域特性に応じて、下水道計画に基づく都市計画区域の公共下水道事業と都市計画区域外の特環下水道事業、下水道計画区域外では個排事業を実施しています。

公共下水道事業では、茨戸下水処理場（現茨戸水再生プラザ）の維持管理のために一部事務組合を設立していましたが、より合理的・効率的な管理運営を行うため、平成15年3月31日に同組合を解散し、札幌市への事務委託による維持管理に移行しました。

次に示す図-3は、公共下水道事業と特環下水道事業をあわせた広義の公共下水道事業の概要図であり、図-4は、そのうち都市計画区域で実施する狭義の公共下水道事業概要図です。

また、令和6年3月末現在における下水道普及率は94.6%、個排事業も含めた汚水処理普及率は95.8%となっています（図-5 参照）。

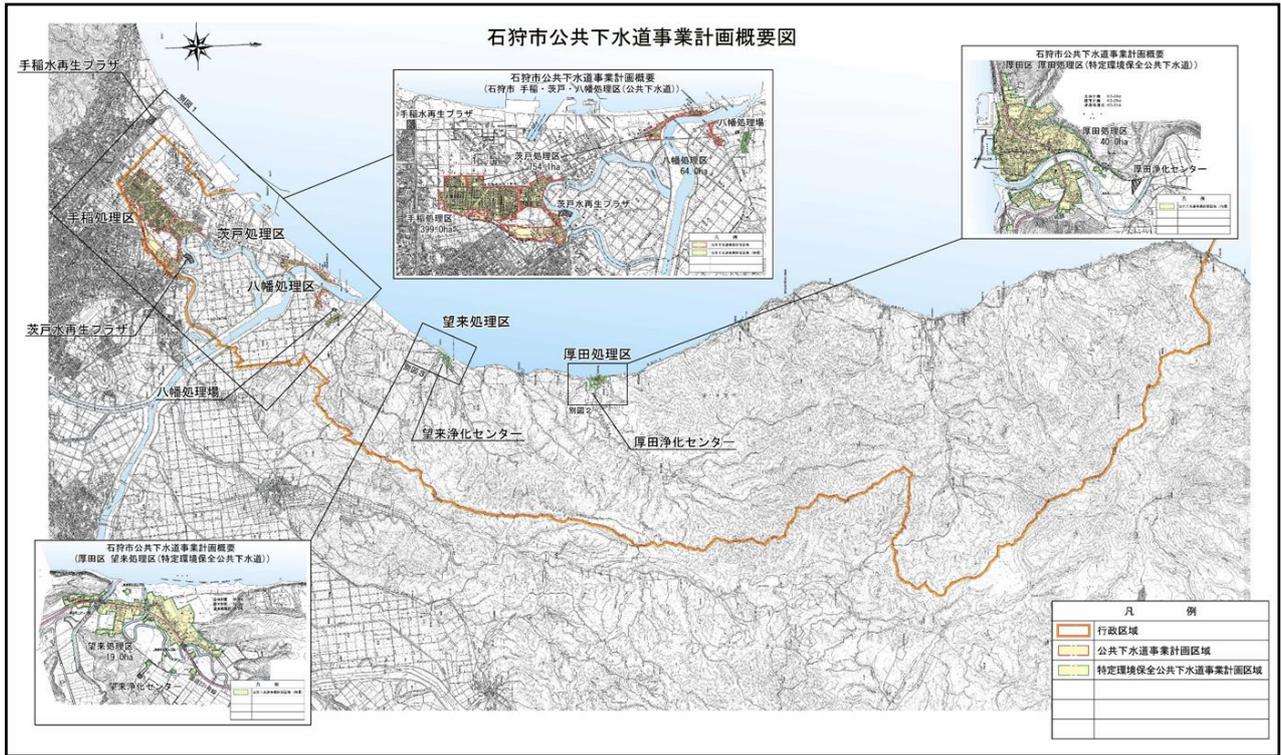


図-3 石狩市公共下水道事業（広義）概要図

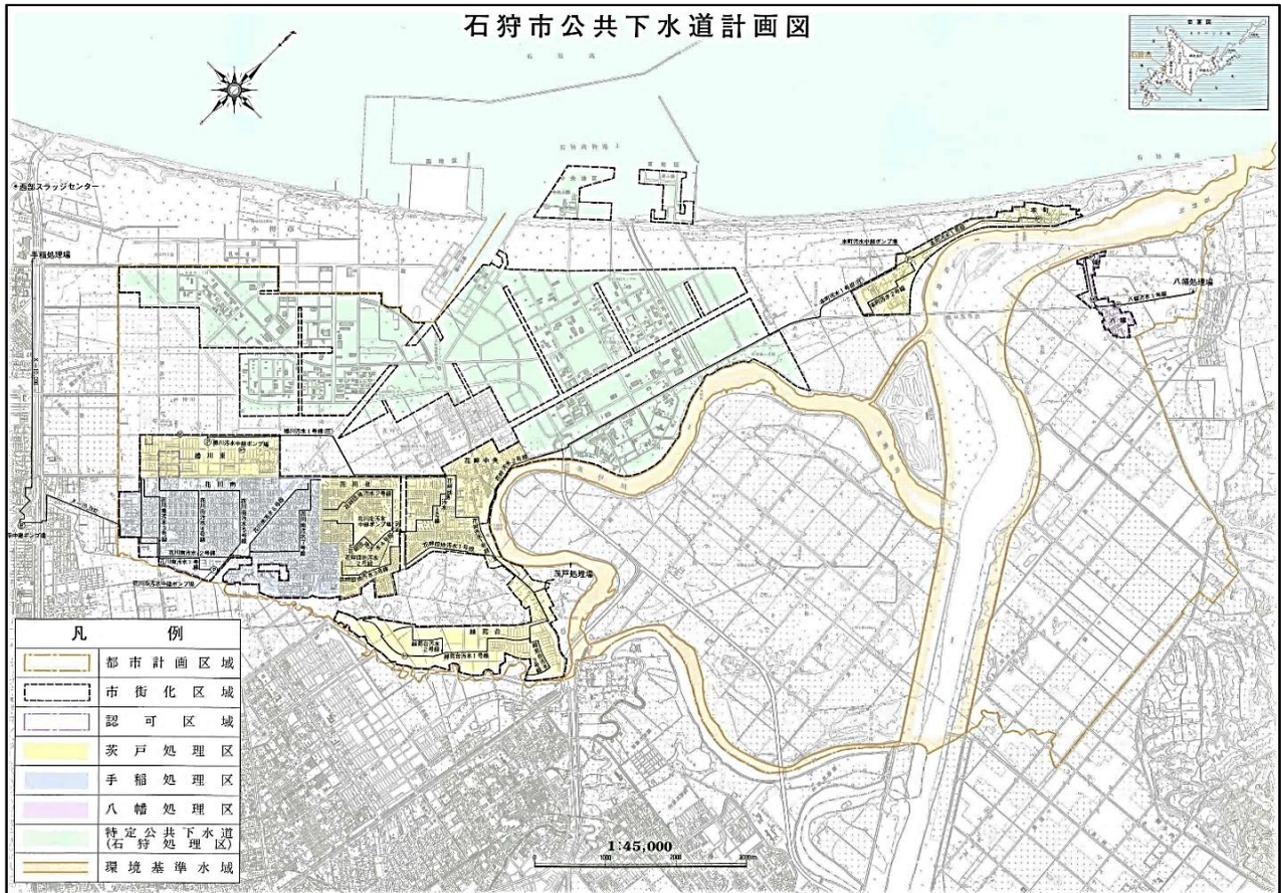


図-4 石狩市公共下水道事業（狭義）概要図

(令和6年3月末現在)

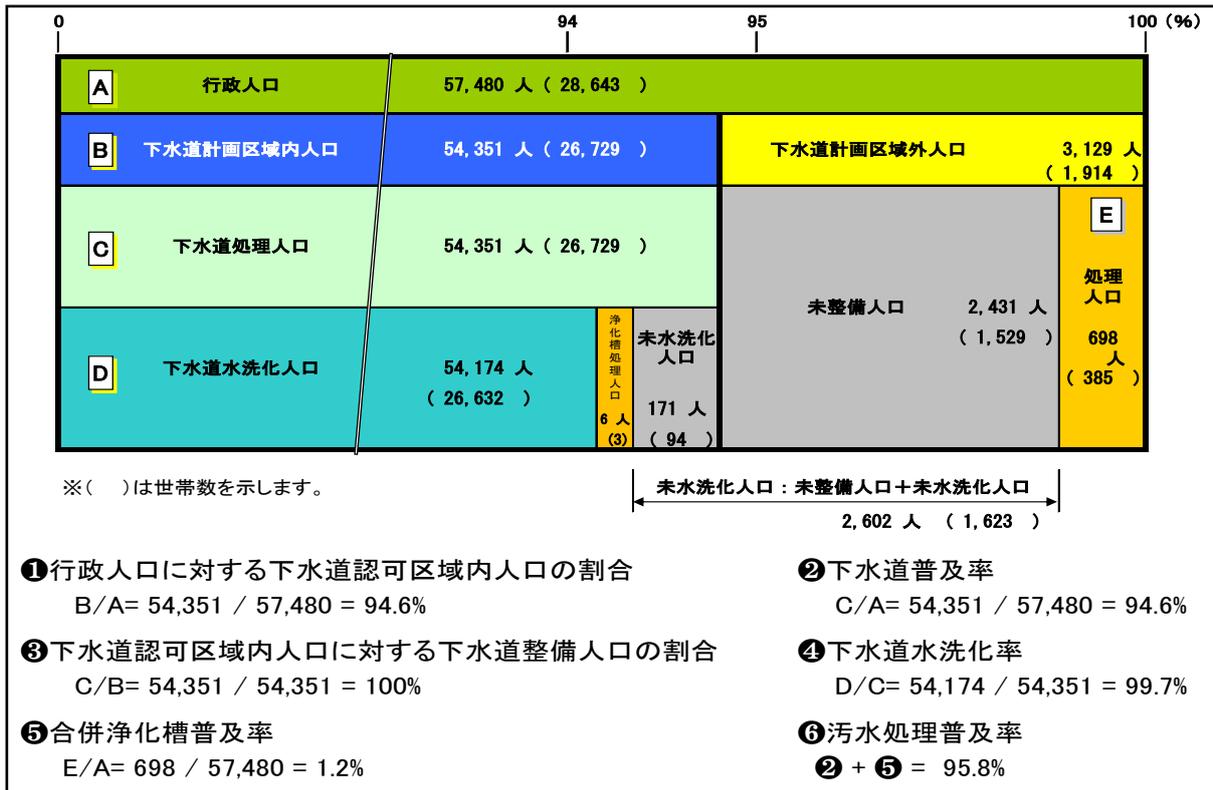


図-5 汚水処理普及率

② 下水道使用料

・使用料体系の概要・考え方

使用料体系は、公衆浴場以外では基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を採用しています。基本使用料は、基本水量制で基本汚水量に対する使用料（定額）とについてしており、従量使用料は、超過汚水量に対する使用料を設定し、超過汚水量は、使用汚水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を採用しています。

使用料については、概ね4年に1度見直しを行うこととしており、公共下水道事業の健全経営を継続することを前提として、維持管理費及び資本費からなる対象経費に見合うよう算定しています。平成25年3月に公共下水道事業、特環下水道事業、個排事業の3事業の使用料を統一した後、平成29年3月に平均6.28%の値上となる改定を実施しました（表-3 参照）。

また、過去3年度分の20㎡あたり使用料は表-4のとおりとなっています。表-3の使用料表から算出される条例上の使用料を、使用料収入と有収水量から算出される実質的な使用料が上回る結果となっています。

このことから、1件あたりの使用水量が9㎡から20㎡の世帯は、ほかの世帯に比べて使用料の負担が少ないことがわかります（表-5 参照）。

表-3 下水道使用料表

(令和6年4月1日現在、税抜き)

汚水量			金額
公衆浴場以外の施設	基本汚水量	0m ³ ~10m ³	1,120円
	超過汚水量 (1m ³ につき)	11m ³ ~30m ³	137円
		31m ³ ~	200円
公衆浴場	1m ³ につき		58円

表-4 過去3年分の20m³あたりの使用料

(税抜き)

	条例上の使用料 ^⑤	実質的な使用料 ^⑥		
		公共下水道事業	特環下水道事業	個排事業
令和4年度	2,490円	2,766円	3,351円	2,765円
令和3年度	2,490円	2,760円	3,329円	2,840円
令和2年度	2,490円	2,756円	3,314円	2,776円

表-5 条例上の使用料と1m³あたりの使用料単価

(税抜き)

水量	条例上の使用料 ^⑤	使用料/水量	水量	条例上の使用料 ^⑤	使用料/水量
7m ³	1,120円	160.0円/m ³	35m ³	4,860円	138.9円/m ³
8m ³	1,120円	140.0円/m ³	40m ³	5,860円	146.5円/m ³
9m ³	1,120円	124.4円/m ³	50m ³	7,860円	157.2円/m ³
10m ³	1,120円	112.0円/m ³	100m ³	17,860円	178.6円/m ³
20m ³	2,490円	124.5円/m ³	500m ³	97,860円	195.7円/m ³
30m ³	3,860円	128.7円/m ³	1000m ³	197,860円	197.9円/m ³

③ 組織

現在、上下水道を所管する水道部長のもと、下水道課職員11人体制で公共下水道事業、特環下水道事業、個排事業の3事業を所管しています(図-6 参照)。

(R6.4.1現在)

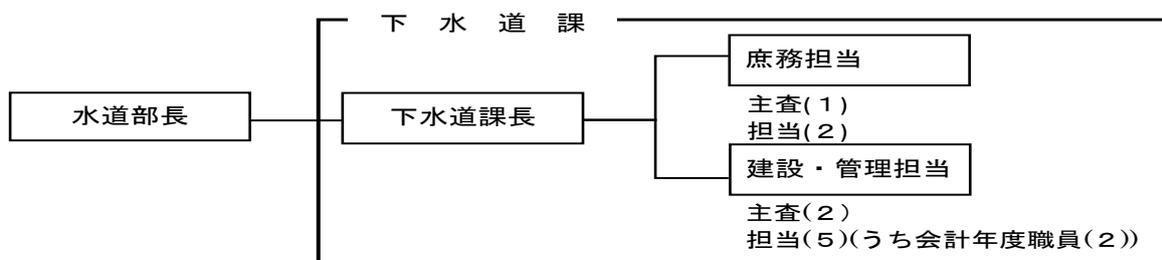


図-6 組織図

⑤ 条例上の使用料は、実際に20m³使用した場合の使用料

⑥ 実質的な使用料は、使用料単価(円/m³)×20m³ 使用料単価は、年間使用料収入÷年間有収水量

(2) 経営健全化への取り組み

公共下水道事業、特環下水道事業及び個排事業の、将来にわたる安定的かつ健全な運営を図るため、これまで様々な取り組みを行ってきています。

- ・ 下水道全体計画の変更～過大投資の抑制、札幌市との費用負担の見直し
- ・ 建設事業におけるコスト縮減～最小管径の見直し、人孔間の延伸、道路事業と合わせた施工
- ・ 施設管理委託の一本化～処理場3箇所、ポンプ場4箇所を3年契約
- ・ 有収率の向上～管路点検、修理
- ・ 組織の最適化による職員数の削減
- ・ 低利率の企業債へ借換
- ・ 新電力会社の利用及び電力供給契約の見直しによる動力費の節減

■ 職員数の変遷

平成17年度に石狩市・厚田村・浜益村が合併した際、公共下水道事業は下水道管理課及び下水道建設課、特環下水道事業は下水道管理課、下水道建設課及び厚田支所建設水道課、個排事業は合併処理浄化槽担当及び厚田支所建設水道課が所管していました。

その後、行政改革に伴う職員数削減や組織再編・スリム化を図り、平成19年度には厚田支所建設水道課を廃止し、平成20年度には下水道管理課と下水道建設課を統合して下水道課とし、平成21年度には合併処理浄化槽担当を廃止したことから、現在は下水道課職員11人で3事業を所管しており、職員数の削減とともに人件費を縮減してきています（図-7参照）。

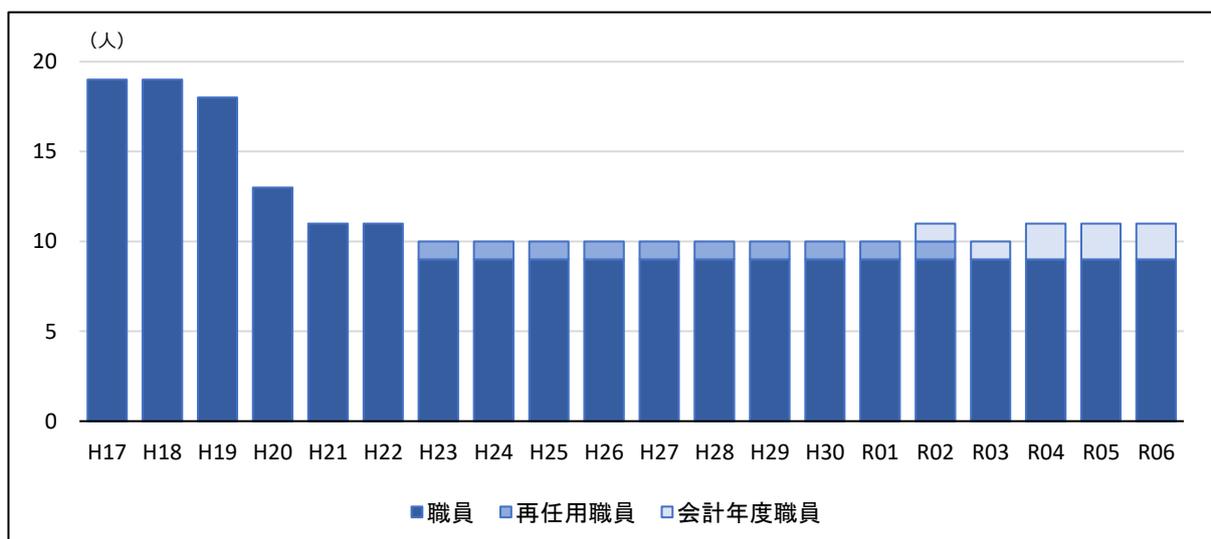


図-7 3市村合併後の職員数の変遷

■ 民間活力の活用等と経費節減

公共下水道事業と特環下水道事業では、下水道終末処理場の運転管理をはじめとして様々な業務を民間に委託してきましたが、複数施設の一括発注、複数年度契約を行うことで作業の平準化や重複作業の効率化、民間の創意工夫を促し民間の技術的ノウハウの活用による経費節減を図っています。

維持管理経費は、こうした削減の取り組みにより、令和3年度までは減少傾向にあったところですが、令和5年度は電気料金の値上げや労務単価の増により、動力費、修繕費、委託料、札幌市施設の維持管理負担金の維持管理経費が増加しました（図-8 参照）。

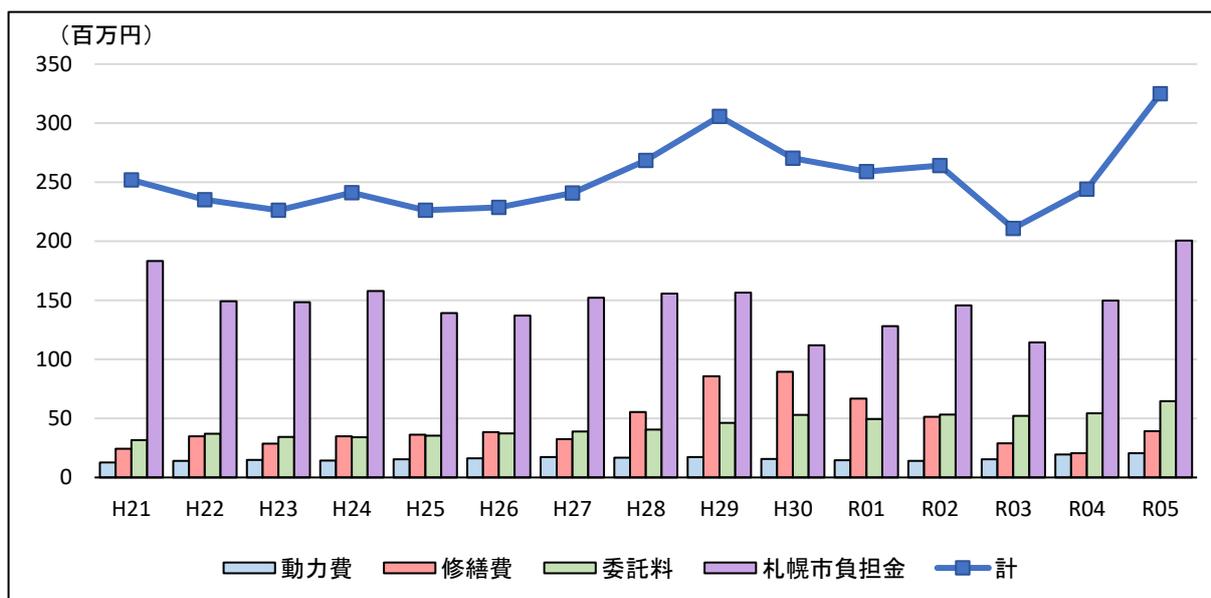


図-8 主な維持管理経費の推移

年々増加する労務単価や施設の老朽化に伴う修繕の増加など、これまでのような維持管理経費の縮減効果が期待できない状況になりつつあり、本市が汚水処理の大部分を委託している札幌市も同様であると考えれば、負担金も含めた維持管理経費の増加はこれまでの経費節減努力の効果を上回ることになり、この傾向が続くことで、今後の事業経営は厳しくなることが予想されます。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和4年度決算結果から算出される各経営指標について、類似団体^⑦の平均値と比較し、本市下水道3事業の現状分析を行うと下記のとおりとなります。

なお、各経営指標の概要については、別紙参照（p. 32～35）。

⑦ 区分により類型化された同規模団体
 公共下水道事業 ～処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分
 特環下水道事業・個排事業～供用開始後年数別区分

1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率・累積欠損金比率

公共下水道事業及び特環下水道事業の経常収支比率は100%を上回り、累積欠損金もないことから、現時点での経営状態は概ね良好です（図-9～図-10、図-12～図-13 参照）。

個排事業の経常収支比率は100%を下回っていますが、使用料で賄うことができない経費は一般会計及び基金からの繰り入れにより補てんしています（図-11 参照）。

■ 公共下水道事業

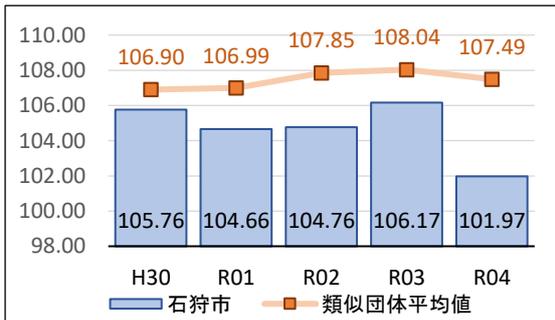


図-9 経常収支比率 (%)

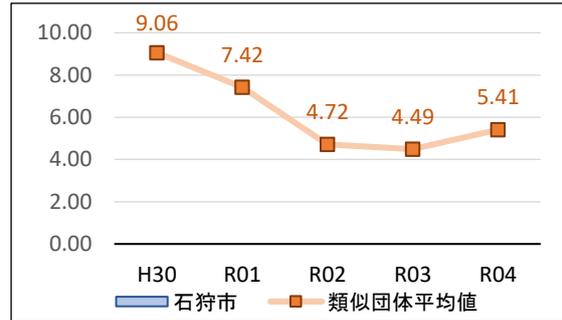


図-12 累積欠損金比率 (%)

■ 特環下水道事業 ※令和2年度から法適用に移行

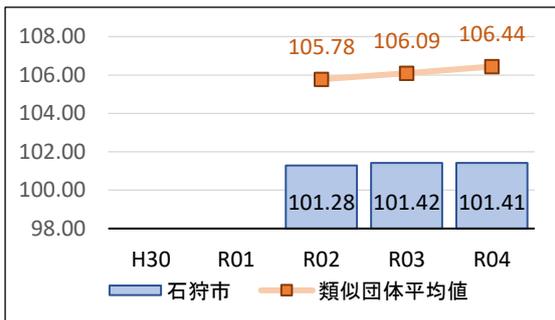


図-10 経常収支比率 (%)

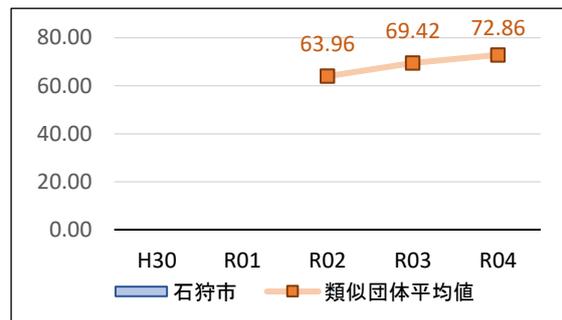


図-13 累積欠損金比率 (%)

■ 個排事業 ※令和6年度から法適用に移行

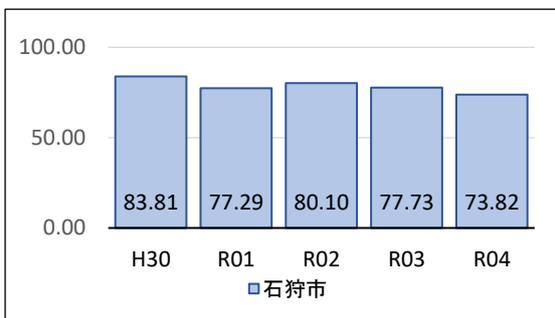


図-11 経常収支比率 (%) ⑧



図-14 累積欠損金比率 (%)

⑧ 法適用企業と類似団体区分が同じため、類似団体平均を表示していません。

②流動比率・企業債残高対事業規模比率

流動比率は100%を下回っていますが、流動負債に含まれる企業債については問題なく償還できている状況です（図-15～図-17 参照）。

企業債残高対事業規模比率は類似団体より高い状況です。過去に行った施設整備による企業債が経営の負担となっていますが、企業債の償還は進んでおり、残高は減少傾向にあります（図-18～図-20 参照）。

■ 公共下水道事業

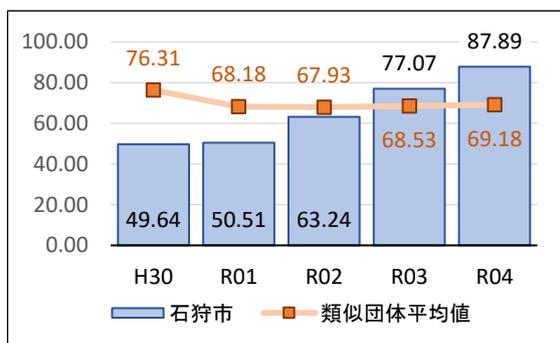


図-15 流動比率 (%)

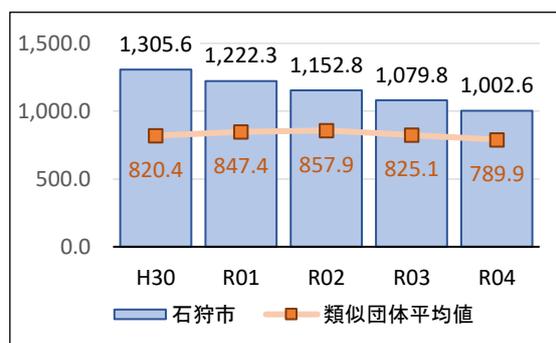


図-18 企業債残高対事業規模比率 (%)

■ 特環下水道事業 ※令和2年度から法適用に移行

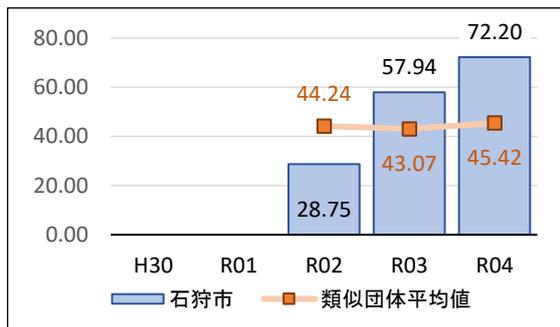


図-16 流動比率 (%)

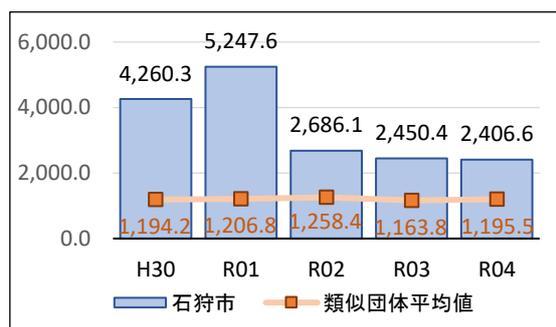


図-19 企業債残高対事業規模比率 (%)

■ 個排事業 ※令和6年度から法適用に移行

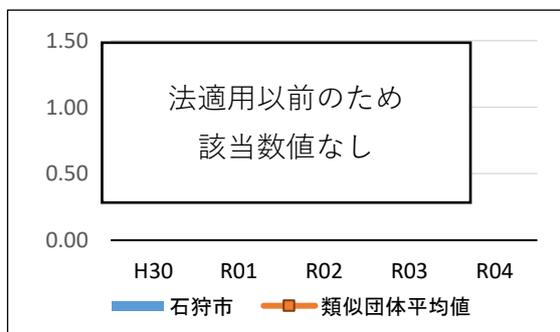


図-17 流動比率 (%)

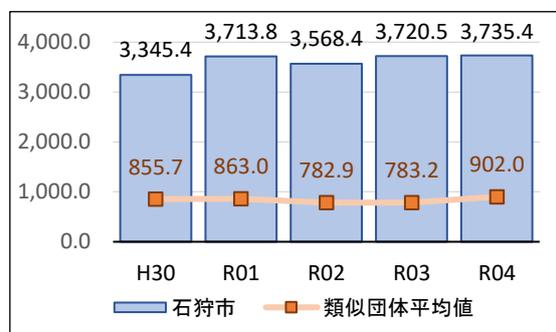


図-20 企業債残高対事業規模比率 (%)

③経費回収率・汚水処理原価

経費回収率は 100%を下回っており、汚水処理にかかる経費を使用料で賄うことができていません（図-21～図-23 参照）。

公共下水道事業の汚水処理原価は、汚水処理の大部分を札幌市に事務委託していることなどの経営努力の結果、類似団体を下回っていますが、特環下水道事業と個排事業は、使用水量に対して施設規模が過大であるなどの理由から類似団体を上回っています（図-24～図-26 参照）。

■ 公共下水道事業

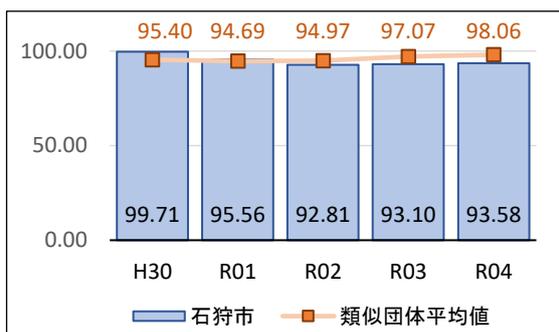


図-21 経費回収率 (%)

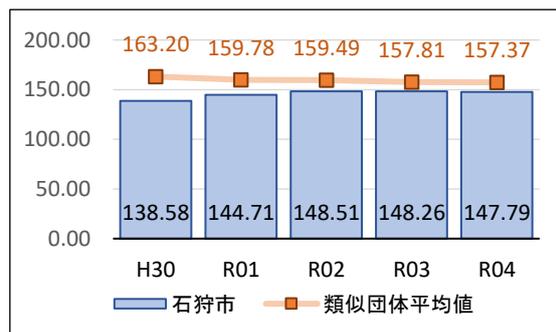


図-24 汚水処理原価 (円)

■ 特環下水道事業 ※令和2年度から法適用に移行

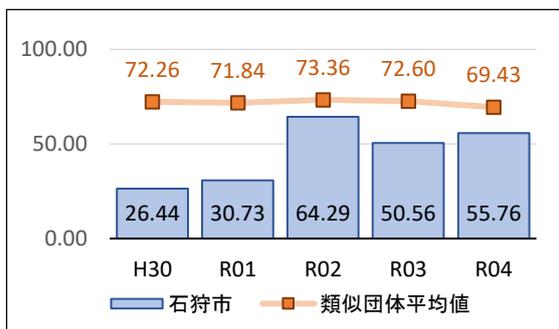


図-22 経費回収率 (%)

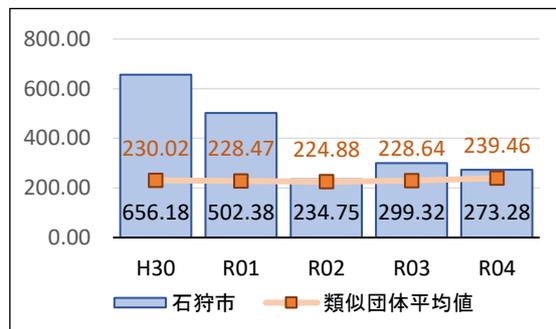


図-25 汚水処理原価 (円)

■ 個排事業 ※令和6年度から法適用に移行

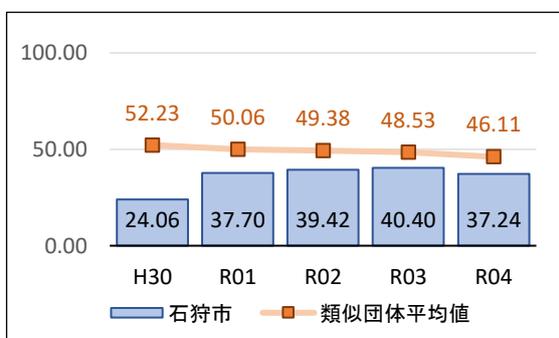


図-23 経費回収率 (%)

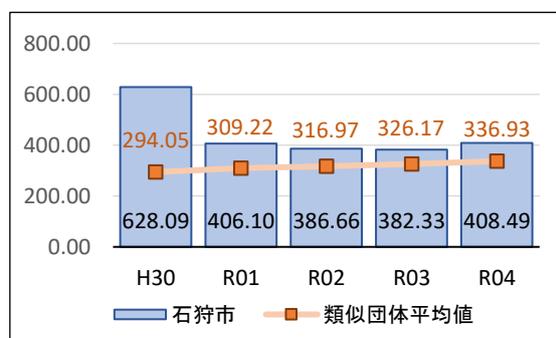


図-26 汚水処理原価 (円)

④使用料単価・水洗化率

使用料は3事業で同一の料金表を使用していますが、1件あたりの使用水量に違いがあるため公共下水道事業が一番低い使用料単価となっています（図-27～図-29 参照）。

公共下水道事業及び特環下水道事業については、汚水管の整備はほぼ完了しており、水洗化率は99%を超え高い状況です（図-30～図-31 参照）。個排事業は、水洗化希望者に浄化槽を設置している事業なので100%となっています（図-32 参照）。

■ 公共下水道事業

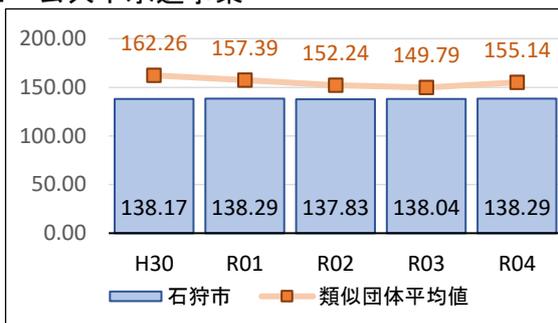


図-27 使用料単価(円)⑨

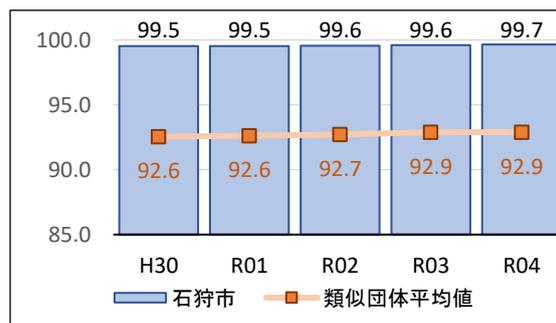


図-30 水洗化率(%)

■ 特環下水道事業 ※令和2年度から法適用に移行

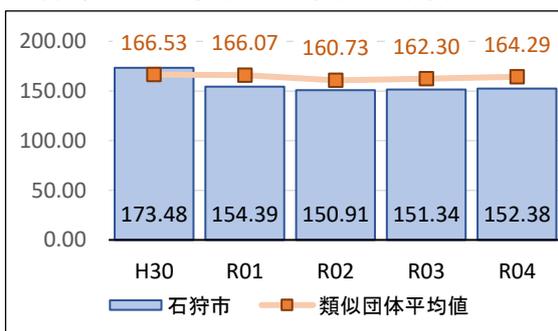


図-28 使用料単価(円)⑨

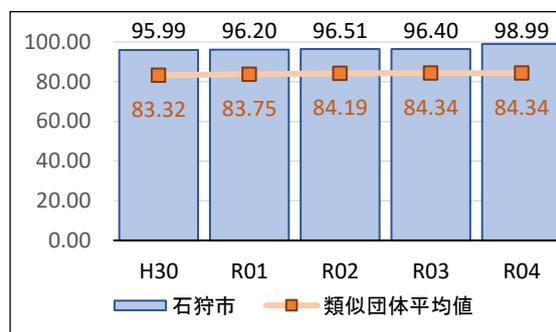


図-31 水洗化率(%)

■ 個排事業 ※令和6年度から法適用に移行

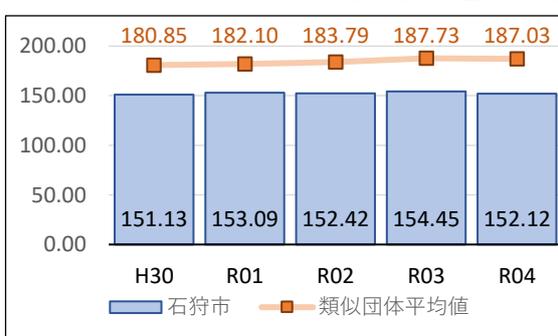


図-29 使用料単価(円)⑨

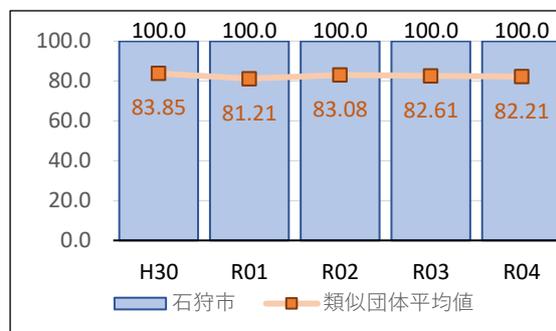


図-32 水洗化率(%)

⑨ 出典：「経営指標算出元データ令和4年度～平成30年度」（総務省）（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/r04keieihikakubunsekihyo.html）をもとに作成

⑤施設利用率

公共下水道事業は、事業計画の見直しにより施設や設備の投資を抑制していますが、類似団体に比べ施設利用率が低くなっている状況です（図-33 参照）。

特環下水道事業のうち、厚田処理区及び望来処理区では、観光人口を考慮した施設規模であることから、施設の使用効率が低下しています。令和2年度から八幡処理区の供用を開始したため施設利用率が上昇しました（図-34 参照）。

合併処理浄化槽は、戸別家庭を対象とした施設整備であり、設置する最小のものが5人槽であることなどから、施設利用率が低くなっている状況です（図-35 参照）。

■ 公共下水道事業

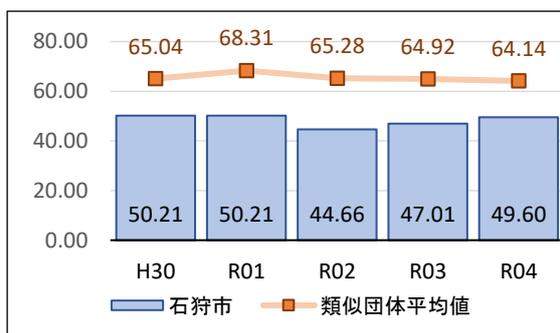


図-33 施設利用率 (%)

■ 特環下水道事業 ※令和2年度から法適用に移行

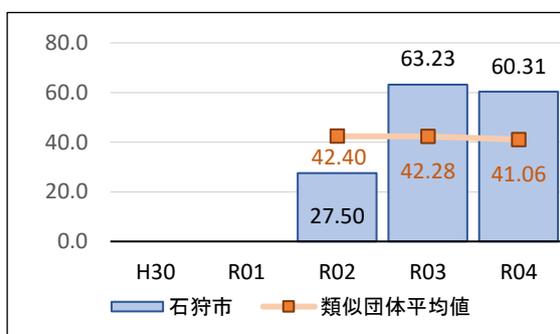


図-34 施設利用率 (%)

■ 個排事業 ※令和6年度から法適用に移行

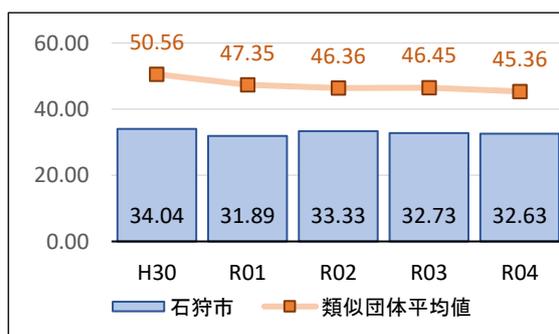


図-35 施設利用率 (%)

2 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率・管渠老朽化率・管渠改善率

有形固定資産減価償却率は上昇し、現状として、処理場・ポンプ場の電気・機械設備の劣化が進んでいることから、長寿命化計画に基づき電気・機械設備の更新工事を進めています（図-36～図-37 参照）。管渠老朽化率は、昭和48年度に事業着手していることから、令和6年度からは増加していくことが推測されます（図-38～図-41 参照）。

個排事業については、法非適用のため該当数値がありません。

■ 公共下水道事業

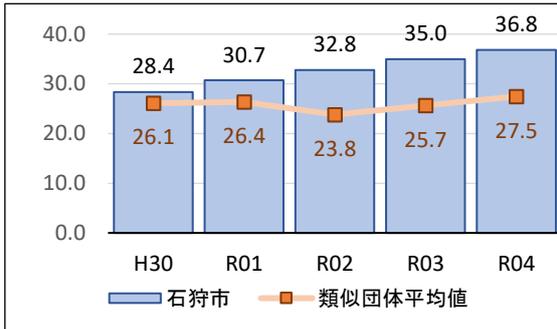


図-36 有形固定資産減価償却率(%)

■ 特環下水道事業

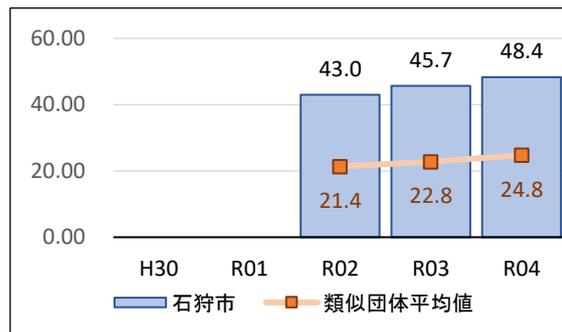


図-37 有形固定資産減価償却率(%)

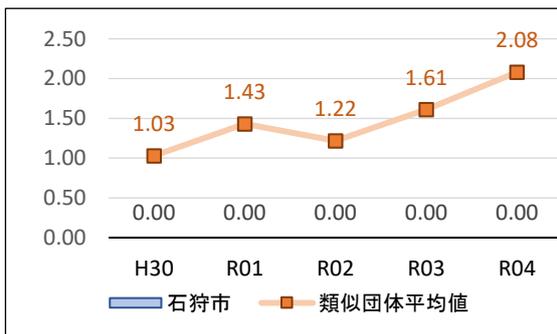


図-38 管渠老朽化率(%)

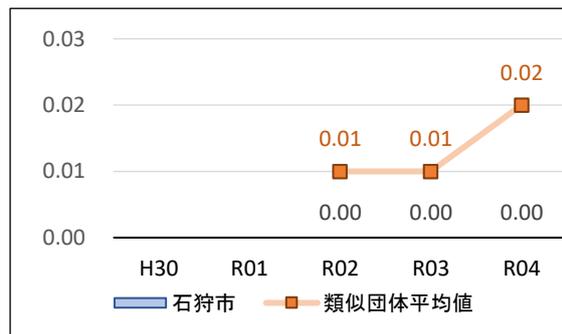


図-39 管渠老朽化率(%)

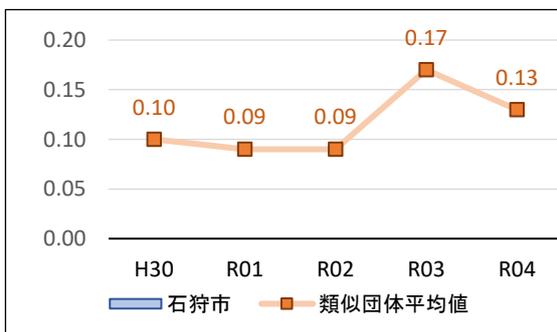


図-40 管渠改善率(%)

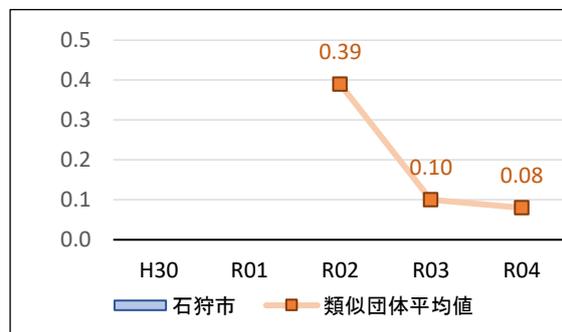


図-41 管渠改善率(%)

3 全体総括

■ 公共下水道事業

汚水処理原価は、これまで行ってきた経営改善努力により類似団体を下回っていますが、処理場・ポンプ場等の施設における設備補修費の増加傾向に伴い今後上昇することが見込まれます。

したがって、本市下水道事業の経営のためには、経費削減・事務改善に取り組むことはもとより、将来の費用試算とともに、適正な収入を得るための使用料改定を継続して検討することが重要な課題であると言えます。

今後は、人口減少等により使用料収入の減少が見込まれるうえ、現状からの大幅な経費削減は難しいことから、適正な使用料水準を見極めながら、汚水処理に要する経費を賄う収入を確保できるよう、適切な公費負担の継続について、一般会計に求めていく必要があります。

■ 特環下水道事業 ※令和2年度から法適用に移行

1次産業の比率が高い地域であり、処理区域内人口密度や経営効率の低さや、使用水量に対する施設規模の大きさにより、汚水処理原価が高く経費回収率が低い状況です。

今後は、設備補修費が増加していくことが見込まれますが、財源の確保が難しいため、施設の耐用年数や老朽化の進行状況等から、施設規模の縮小や処理方法の変更などの検討に着手します。

現在の汚水処理原価及び経費回収率を鑑みると、大幅な使用料の改定が必要な状況ですが、市の政策として、個排事業とともに公共下水道事業の使用料に統一することとしているため、本事業の継続には事業実態に見合った一般会計繰入を求めるなどの対策が不可欠です。

■ 個排事業 ※令和6年度から法適用に移行

事業規模が小さく使用水量が少ない事業であり、事業運営に要する経費を賄うための使用料を確保することが困難な状況にあります。

現在の汚水処理原価及び経費回収率を鑑みると大幅な使用料の改定が必要な状況ですが、市の政策として、特環下水道事業とともに公共下水道事業の使用料に統一することとしているため、事業実態に見合った一般会計繰入を求めるなどの対策が不可欠です。

Ⅲ 将来の事業環境

本市の人口は、札幌市のベッドタウンとして大規模宅地開発が進んだことなどにより急速に増加してきましたが、市村合併から2年後、平成19年の61,473人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による将来推計^⑩（令和5（2023）年推計）を参考に、本市水道事業で「水道施設設計指針2012（日本水道協会）」に基づいて、予測した結果、図-42に示すとおり、行政区域内人口は令和2年の58,218人（住民基本台帳実績値）が、令和32年には52,053人と推計されます。

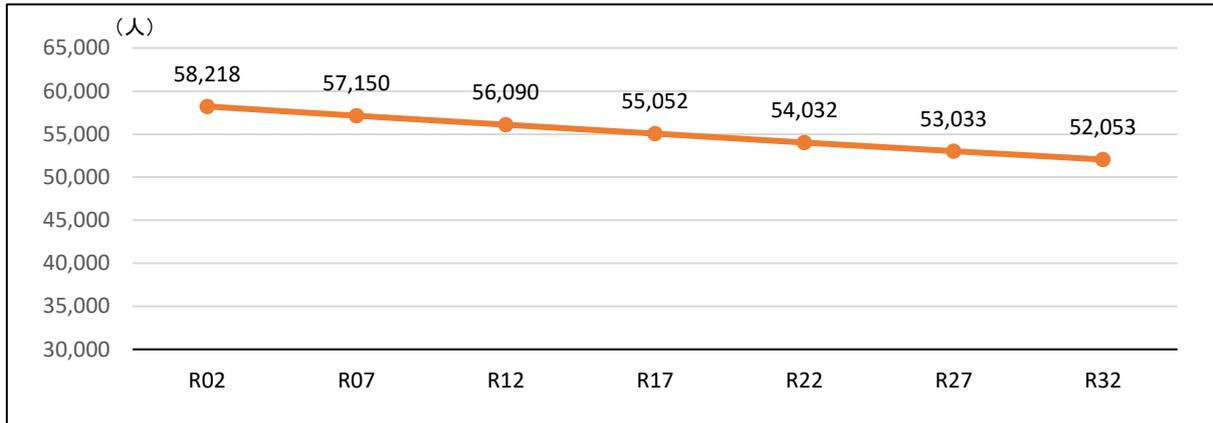


図-42 行政区域内人口の将来推計（30年間）

この将来推計を基に、令和32年度以降も同水準で減少していくものと仮定して、50年後、令和56年度までの有収水量と使用料収入を人口の減少率を用いて推計した結果、図-43に示すとおり、有収水量（棒グラフ：左目盛）も使用料収入（折線グラフ：右目盛）も大幅に減少することになり、何も対策を講じなければ、50年後の使用料収入は現在の8割程度になってしまうことが想定されます。

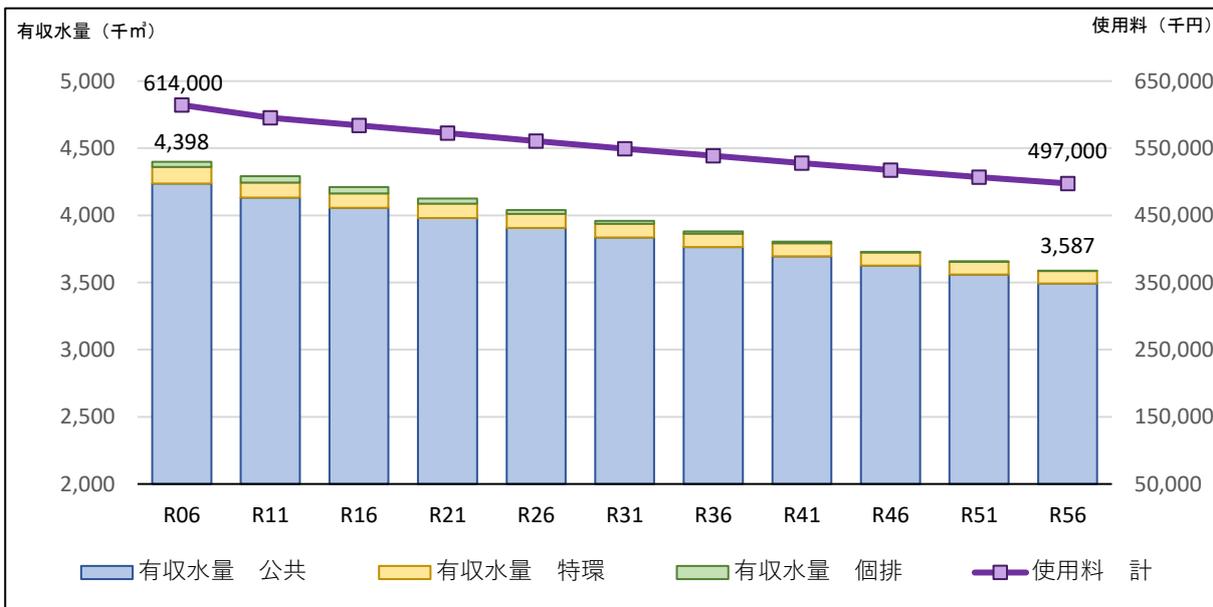


図-43 有収水量と使用料の将来推計（50年間）

^⑩ 出典：「都道府県・市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別将来推計人口-『日本の地域別将来推計人口』(令和5年推計)」（社人研）(<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/3kekka/Municipalities.asp>)

さらには、社人研による「日本の世帯数の将来推計（全国推計）－令和6（2024）年推計－」によると、平均世帯人員（1世帯あたりの世帯人員）は、「世帯の単独化」が一層進むことにより、令和2年の2.21人から減少を続け、令和15年に初めて2人を割り込んで1.99人に、令和32年には1.92人となると推計されています。

また、高齢化社会が進むことによる影響も考慮した場合、使用水量が多い傾向にある子育て世帯の割合が減少し、使用水量が少ない傾向にある高齢者の割合が増えることが考えられ、その結果、より厳しい事業環境となることは想像に難くありません。

次に、計画期間となる令和7年度から令和16年度の10年間に限定したものが図-44となります。

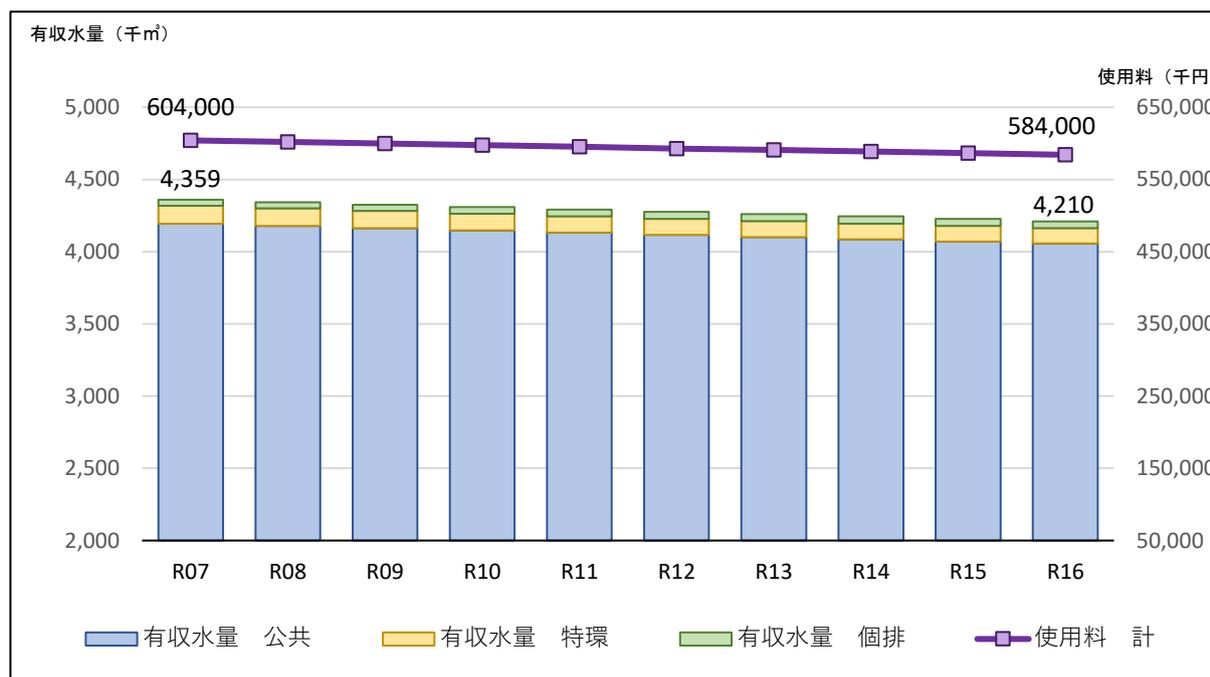


図-44 有収水量と使用料の将来推計（10年間）

使用料収入については10年間で約2千万円の減収が見込まれ（折線グラフ：右目盛）、今後、施設の老朽化が進むことで補修・修繕等の維持管理費が増えていくことも想定されることから、将来的な経営環境は非常に厳しいものになることが予想されます。

これまでも、4年毎に使用料水準を見直し、必要に応じて改定を実施してきましたが、今後においても、市民生活に必要な事業として、施設を維持しながら、かつ、安定した経営を持続していくため、収支均衡を図ることができる使用料収入となるよう、定期的な見直しを行う必要があると考えています。

IV. 経営の基本方針

ビジョンの基本理念「暮らしと環境を守る下水道を次代へ」を目指し、「Ⅰ. 快適な環境を守る」、「Ⅱ. 安全な暮らしを支える」、「Ⅲ. 安定した経営を目指す」を基本方針として事業を実施しています（図-45 参照）。

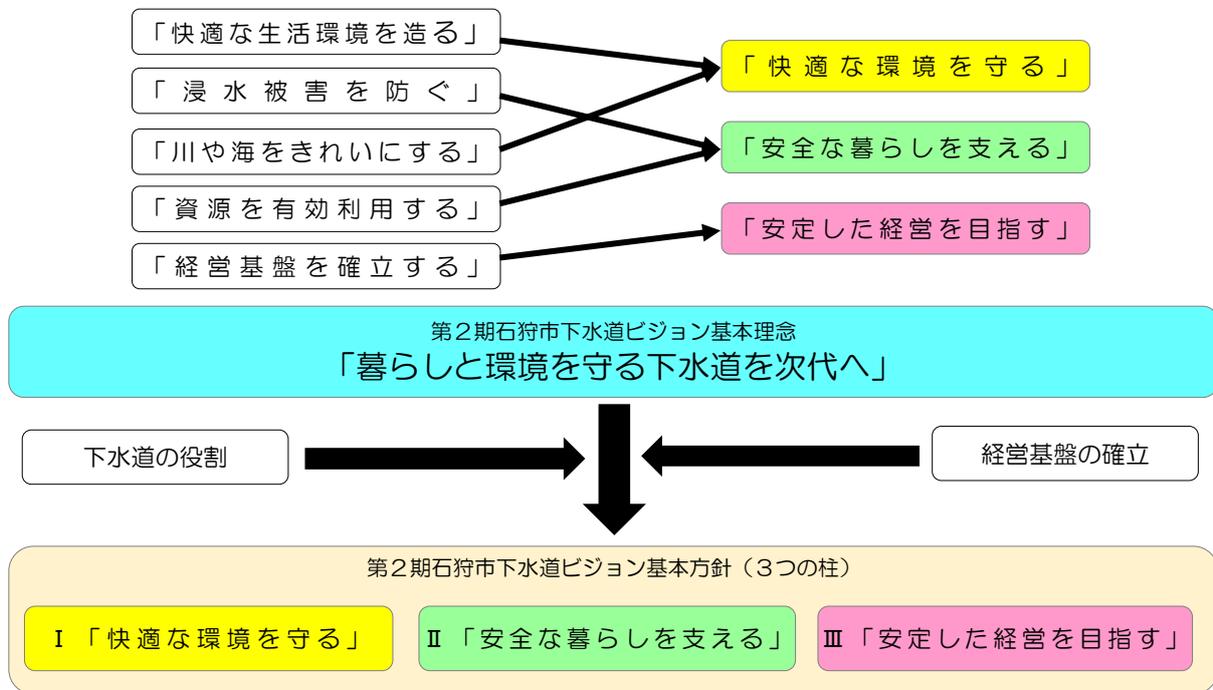


図-45 ビジョンの基本方針

経営の基本理念及び基本方針の実現に向けて、8つの具体的施策を掲げ、以下のとおりとしています。

【Ⅰ. 快適な環境を守る】

(1) 施策1：効果的な汚水処理の推進

- ・水洗化の促進を図ります。
- ・合併処理浄化槽の整備を継続して進めます。

(2) 施策2：公共用水域水質保全

- ・水質改善に向け継続的に関係機関との協議を行います。

【Ⅱ. 安全な暮らしを支える】

(3) 施策3：地震対策の検討

- ・汚水中継ポンプ場では、減災対策を含めた検討を進めます。
- ・管渠は、重要路線の選定、対策箇所の優先順位付けを行い、耐震診断を実施し、その結果に基づき耐震対策を進めます。
- ・下水道BCP^①の定期的な改訂を行います。

(4) 施策4：雨水の整備

- ・花川南地区の雨水整備を継続して進めます。

(5) 施策5：施設の効率的な改築・更新

- ・下水道施設では健全度評価結果に基づく設備の改築を行います。
- ・管渠については、改築や修繕に関する調査を行い、必要に応じた工事を進めます。また、改築工事により耐震化に努めます。
- ・花川南地区の不明水対策を進めます。

【Ⅲ. 安定した経営を目指す】

(6) 施策6：支出の抑制

- ・民間委託・維持管理の効率化について、検討を行います。
- ・特環下水道事業では、トータルコストを抑制するために、汚水処理方式変更に関わる関係機関との協議を継続していきます。

(7) 施策7：収入の確保

- ・有収率及び収納率のさらなる向上を図るなど健全化に努めます。
- ・4年に一度の使用料見直しを行います。
- ・特環下水道事業及び個排事業では、一般会計からの支援を継続して求めます。

(8) 施策8：広域化・共同化の継続

- ・札幌市と連携強化し、維持管理の広域化や施設の共同化を継続します。

① 業務継続計画(Business Continuity Plan)～災害発生時の人、モノ、情報及びライフラインなどの利用できる資源に制約がある状況下においても適切に業務を執行することを目的とした計画

V. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 収支推計の前提となる諸条件

① 収支計画のうち投資についての説明

■ 管渠、ポンプ場及び処理場等の建設・更新に関する事項

- ・下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント基本計画を既に策定しており、これに基づき、各施設の点検・調査を行った結果を踏まえて、施設毎のストックマネジメント実施計画を順次策定しています。
- ・ストックマネジメント実施計画の策定及びこれによる更新も含め、年度毎の建設・更新に係る事業実施予定については表-6（次ページ）のとおりとなっています。
- ・雨水管渠整備は、花川南地区における令和5年度末の面積整備率が約46%となっており、予定通り整備を進めると令和16年度末には約51%になります。
- ・汚水管渠については、老朽化による施設状態を的確に把握し、更新を進めます。
- ・ポンプ場及び処理施設等については、平成26年度に花川南汚水中継ポンプ場の電気設備、平成28年度から平成29年度にかけて樽川汚水中継ポンプ場の建築・電気設備、令和2年度に本町汚水中継ポンプ場の建築・電気設備等の更新を行いました。他の施設についても今後さらに老朽化が進むため、施設状態を的確に把握し、更新を進めます。
- ・処理委託している札幌市の水再生プラザにかかる建設・更新等事業については、その内容について適宜協議するとともに、適切な建設費負担に努めます。

■ 投資の平準化に関する事項

- ・ストックマネジメント基本計画及び実施計画に基づく投資を基本として、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図るとともに、財政状況も勘案し、各年度における投資額を可能な限り平準化することで、安定した財政運営を継続します。

■ 合併処理浄化槽の整備に関する事項

- ・石狩市生活排水処理基本計画（令和3年3月策定）において、令和3年度から令和12年度までの10年間、毎年度15基を整備する計画としていることから、計画どおりの整備を進めます。

表-6 修繕事業費施予定

公共下水道事業 (単位：千円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
雨水・管渠	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・圧送管排管更新 ・調査診断	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・圧送管排管更新	・花川南地区 ・道路調査 ・測量設計	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量設計	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事 ・(4)箇所改善実施設計	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事 ・(4)箇所改善工事	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事 ・(4)箇所改善工事	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事 ・(4)箇所改善工事	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事 ・(4)箇所改善工事
汚水・管渠	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・圧送管排管更新 ・調査診断	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・圧送管排管更新	・花川南地区 ・道路調査 ・測量設計	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量設計	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事 ・(4)箇所改善実施設計	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事 ・(4)箇所改善工事	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事 ・(4)箇所改善工事	・花川南地区 ・測量実施設計 ・測量実施設計 ・管更生工事 ・(4)箇所改善工事	
汚水・ポンプ施設	・札幌市負担金 ・事業計画変更	・札幌市負担金	・札幌市負担金	・札幌市負担金 ・(八幡)ストックマネジメント実施計画	・札幌市負担金 ・第3期下水道ビジョン ・(八幡)改善実施設計	・札幌市負担金 ・(八幡)施設設備改善工事 ・事業計画変更	・札幌市負担金 ・(八幡)施設設備改善工事	・札幌市負担金	・札幌市負担金 ・ストックマネジメント実施計画	・札幌市負担金 ・ストックマネジメント実施計画	
汚水・処理施設その他	・札幌市負担金 ・事業計画変更	・札幌市負担金	・札幌市負担金	・札幌市負担金 ・(八幡)ストックマネジメント実施計画	・札幌市負担金 ・第3期下水道ビジョン ・(八幡)改善実施設計	・札幌市負担金 ・(八幡)施設設備改善工事 ・事業計画変更	・札幌市負担金 ・(八幡)施設設備改善工事	・札幌市負担金	・札幌市負担金 ・ストックマネジメント実施計画	・札幌市負担金 ・ストックマネジメント実施計画	
工事	256,300	277,800	180,600	213,500	256,000	399,700	355,000	311,000	263,000	263,000	
委託	53,000	14,000	37,000	40,000	26,000	44,000	30,000	8,000	29,000	26,000	
補償費	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	
施設利用権	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000	174,000	174,000	174,000	174,000	
計	430,100	412,600	338,400	374,300	402,800	564,500	563,800	497,800	470,800	467,800	
国庫補助金	63,900	83,900	76,650	56,750	83,000	157,600	130,000	99,000	89,500	88,000	
起債	347,700	328,700	247,200	309,000	319,800	383,400	433,800	398,800	375,800	379,800	
受益者負担金											
その他	18,500		14,550	8,550		23,500			5,500		
計	430,100	412,600	338,400	374,300	402,800	564,500	563,800	497,800	470,800	467,800	

特環下水道事業 (単位：千円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
汚水・管渠										
汚水・ポンプ施設										
汚水・処理施設	・(厚田)改善実施設計	・(厚田)電気設備改善工事 ・(厚田)ストックマネジメント実施計画	・(厚田)電気設備改善工事 ・(厚田)自費実施設計・配線 ・(厚田)電気設備改善工事 ・(厚田)ストックマネジメント実施計画	・(望美)電気設備・配線 ・(望美)電気設備改善工事 ・(望美)電気設備改善工事						
工事		104,500	199,100	180,400						
委託	8,000	11,000	8,000							
補償費										
施設利用権										
計	8,000	115,500	207,100	180,400						
国庫補助金	4,000	53,000	94,500	82,000						
起債	4,000	57,000	112,600	98,400						
受益者負担金										
その他	8,000	115,500	207,100	180,400						
計	8,000	115,500	207,100	180,400						

個排事業 (単位：千円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
汚水・浄化槽	・新設15基	・新設15基	・新設15基	・新設15基	・新設15基	・新設15基				
事業費	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000				
起債	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300				
受益者負担金	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600				
その他	100	100	100	100	100	100				
計	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000				

② 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■ 職員給与費に関する事項

- ・人員は令和5年度末の会計年度任用職員を含めた11人を維持することとし、職員給与費については人事異動等により大きく左右されるため、会計年度職員を除く職員について1人あたり10,000千円の固定値で推計します。

■ 修繕費に関する事項

- ・設備の状態や老朽度を見定めながら、ライフサイクルコストが低減できるよう適確に修繕を行います。
- ・現状の修繕費規模をベースとしますが、物価や労務単価の上昇など、今後の経済情勢に影響されることも考慮して、内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」（令和6年1月）より「ベースラインケースについては、消費者物価上昇率は0%台後半で推移する。」とあることから、毎年0.8%の上昇を見込んでいます。

■ 委託料・動力費に関する事項

- ・公共下水道事業と特環下水道事業では、処理場・ポンプ場維持管理業務委託等、各種の委託業務について一括で契約し、また、必要電力に応じて新電力会社との契約に切り替えるなど、コスト縮減を図っています。
- ・個排事業は、現在の1基あたりの維持管理費をベースに毎年15基分の増加を見込んでいます。
- ・現状の規模をベースとしますが、修繕費と同様毎年0.8%の上昇を見込んでいます。

■ 減価償却費・長期前受金戻入・資産減耗費に関する事項

- ・既存施設は、将来推計数値を計上します。
- ・投資計画に基づく新設及び更新分は、法定耐用年数に基づき管渠は50年、電気設備は20年、浄化槽は28年として推計しています。

③ 収支計画のうち財源についての説明

■ 投資に係る財源に関する事項

- ・施設整備・更新については、国の交付金（社会資本整備総合交付金）を最大限活用して実施することを前提に、可能な限り補助対象事業（補助率 1/2）としています。
- ・補助事業のうち交付金が充当されない事業費（1/2）及び補助対象外の事業費については、下水道事業債を最大限活用します（図-46 参照）。

補助対象事業		補助対象外事業(単独事業)	
交付金(1/2) 50	下水道事業債(1/2) 50	下水道事業債 100	
事業費 100		事業費 100	

図-46 事業費と財源のイメージ

■ 使用料収入の見通しに関する事項

- ・ 公共下水道事業及び特環下水道事業については、污水管整備がほぼ完了していることから、大幅な水洗化人口の上昇は見込めないため、人口減少に伴う減収を見込んでいます。
- ・ 個排事業は、毎年15基の整備を予定しているため、毎年15基分の増収を見込んでいます。

(2) 投資・財政計画（収支計画）について

① 使用料対象経費と使用料の見直しについて

■ 現状から推計する今後の見通し

施設の老朽化に伴い修繕費や更新費用などが増加傾向にあり、令和3年度からの収支状況は右肩下がりとなり、次期算定期間の令和7年度から令和10年度の4年間については、収支不足となる見込みです（図-47 参照）。

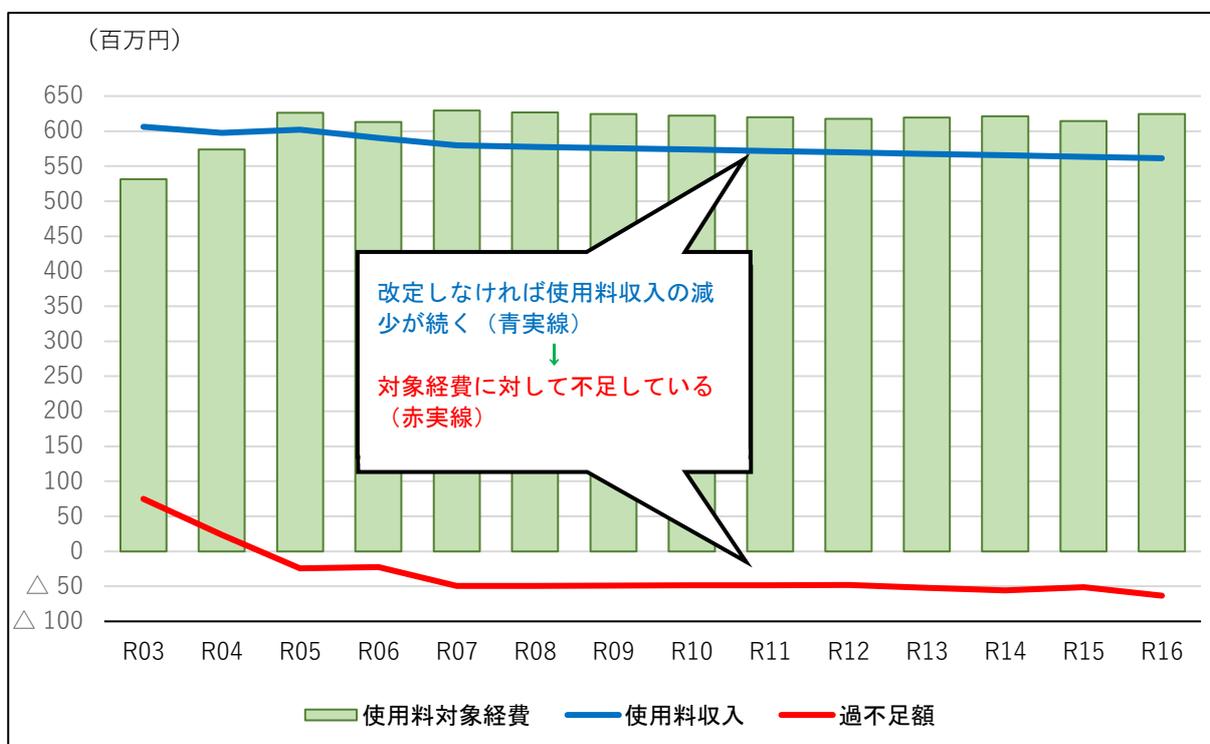


図-47 使用料対象経費と使用料収入の推計

■ 使用料の見直しに関する事項

令和10年度までの収支不足に対しては、繰越剰余金で補填することにより現行使用料体系を維持しますが、令和5年度以降は継続的に収支不足が発生することから、令和11年度以降においては収支均衡を図るために4年毎に使用料改定を実施する予定です（表-7、図-48 参照）。

- ・使用料の見直しは、公共下水道事業における4年毎の使用料及び使用料対象経費の状況から算定し、経費回収率100%を目指します。
- ・特環下水道事業及び個排事業も同じ使用料体系を適用します。

表-7 使用料見直しスケジュール

検討時期	改定時期	算定期間	改定率	目標経費回収率
令和10年度	令和11年度	令和11年度～令和14年度	平均9%程度	100%
令和14年度	令和15年度	令和15年度～令和18年度	平均2%程度	100%

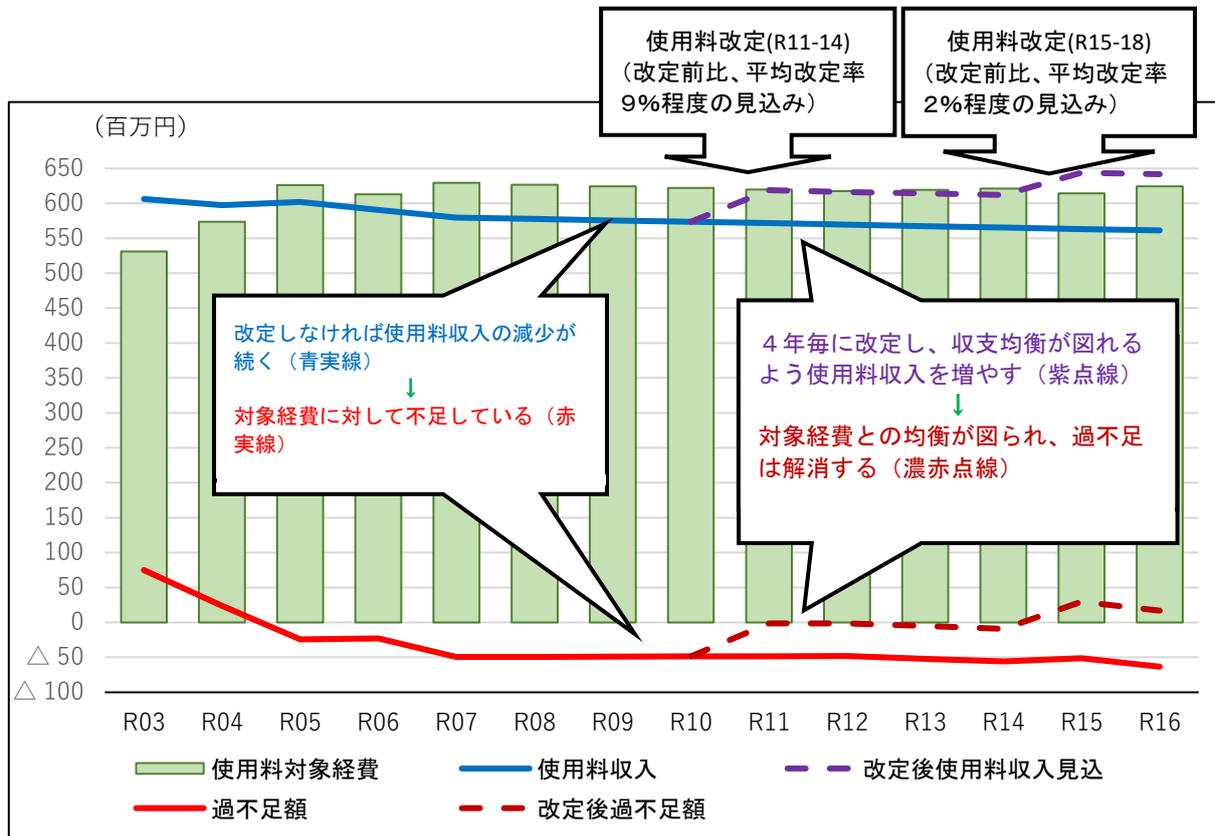


図-48 使用料対象経費と使用料改定による推計

■ 企業債に関する事項

- ・建設改良事業に伴う企業債については、対象事業費から国の交付金等特定財源を除いた起債対象事業費について最大限活用し、建設費負担の平準化を図ります。
- ・企業債元金の償還に係る財源不足については、世代間負担の公平性を確保するうえでも、資本費平準化債を活用することで対応します。

■ 繰入金に関する事項

- ・一般会計からの繰入金については、受益者負担を求めることができない雨水処理費その他公費で賄うべきものなどについて、総務省から示される繰出基準に基づき算定することを基本としています。
- ・特環下水道事業と個排事業については、その事業環境や事業特性等を考慮する必要もあることから、それぞれの事業において、公費負担とすべきものを適宜算定することにより、基準外による繰入も見込むこととしています。

② 投資・財政計画（収支計画）

①において示した現状から推計する今後の見通しについて、令和7年度から令和16年度までの収支計画は次のとおりとなっています（図-49、表-8～表-10 参照）。

令和4年度までは純利益を計上し、繰越利益剰余金は388,420千円を計上していましたが、令和5年度以降は、純損失を計上することが見込まれており、料金改定を行わない場合、令和13年度には欠損金を計上することが見込まれます。

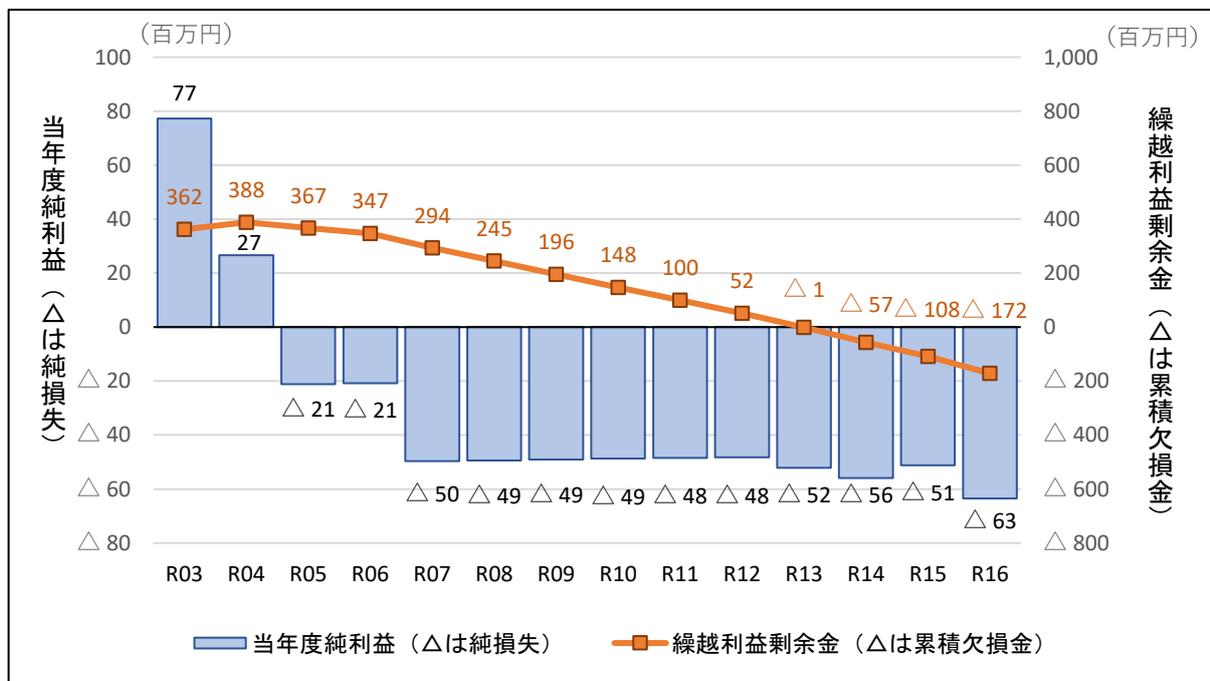


図-49 当年度純利益と繰越利益剰余金の推計

○ 下水道事業会計（公共下水道事業・特環下水道事業・個排事業）

表-8 収支計画 収益の収支

（税抜き，単位：千円）

区 分		R7	R8	R9	R10	R11
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	851,913	849,977	847,877	847,497	848,511
	(1) 料金収入	604,071	601,856	599,640	597,417	595,192
	(2) 受託工事収益 (B)					
	(3) その他の他	247,842	248,121	248,237	250,080	253,319
	2. 営業外収益	662,125	654,407	640,258	627,481	621,601
	(1) 補助金	301,992	306,466	304,387	289,671	281,058
	他会計補助金	301,992	306,466	304,387	289,671	281,058
	(2) 長期前受金戻入	360,051	347,859	335,789	337,728	340,461
	(3) その他の他	82	82	82	82	82
	収入計 (C)	1,514,038	1,504,384	1,488,135	1,474,978	1,470,112
	1. 営業費用	1,467,879	1,458,341	1,441,788	1,428,921	1,422,738
	(1) 職員給与費	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	基本給	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
退職給付費						
その他の他	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
(2) 経費	460,550	464,050	467,550	471,050	474,550	
動力費	26,400	26,600	26,800	27,000	27,200	
修繕費	67,550	67,950	68,350	68,750	69,150	
その他の他	366,600	369,500	372,400	375,300	378,200	
(3) 減価償却費	927,329	914,291	894,238	877,871	868,188	
2. 営業外費用	95,465	95,020	95,001	94,402	95,397	
(1) 支払利息	91,576	91,131	91,112	90,513	91,508	
(2) その他の他	3,889	3,889	3,889	3,889	3,889	
支出計 (D)	1,563,344	1,553,361	1,536,789	1,523,323	1,518,135	
経常損益 (C)-(D) (E)	△ 49,306	△ 48,977	△ 48,654	△ 48,345	△ 48,023	
特別利益 (F)	18	18	18	18	18	
特別損失 (G)	402	402	402	402	402	
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 384	△ 384	△ 384	△ 384	△ 384	
当年度純利益（△は純損失）(E)+(H)	△ 49,690	△ 49,361	△ 49,038	△ 48,729	△ 48,407	
繰越利益剰余金（△は累積欠損金）(I)	293,887	244,703	196,042	147,567	99,829	
流動資産 (J)	795,519	751,863	695,452	646,513	602,751	
うち未収金	180,218	172,286	170,487	169,571	168,930	
流動負債 (K)	813,583	880,989	948,904	1,017,329	1,086,264	
うち建設改良費分	639,468	622,497	591,906	580,627	565,580	
うち一時借入金						
うち未払金	66,896	67,406	67,915	68,425	68,935	

区 分		R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	848,844	849,551	849,986	850,766	851,898
	(1) 料金収入	592,836	590,947	588,706	586,421	584,138
	(2) 受託工事収益 (B)					
	(3) その他の他	256,008	258,604	261,280	264,345	267,760
	2. 営業外収益	622,622	631,214	641,749	647,022	654,080
	(1) 補助金	284,901	290,658	298,875	303,774	309,456
	他会計補助金	284,901	290,658	298,875	303,774	309,456
	(2) 長期前受金戻入	337,639	340,474	342,792	343,166	344,542
	(3) その他の他	82	82	82	82	82
	収入計 (C)	1,471,466	1,480,765	1,491,735	1,497,788	1,505,978
	1. 営業費用	1,424,393	1,436,821	1,450,300	1,459,077	1,470,249
	(1) 職員給与費	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	基本給	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
退職給付費						
その他の他	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
(2) 経費	478,150	481,750	485,350	488,950	492,550	
動力費	27,400	27,600	27,800	28,000	28,200	
修繕費	69,550	69,950	70,350	70,750	71,150	
その他の他	381,200	384,200	387,200	390,200	393,200	
(3) 減価償却費	866,243	875,071	884,950	890,127	897,699	
2. 営業外費用	94,922	95,632	96,964	99,479	98,820	
(1) 支払利息	91,033	91,743	93,075	85,590	94,931	
(2) その他の他	3,889	3,889	3,889	3,889	3,889	
支出計 (D)	1,519,315	1,532,453	1,547,264	1,548,556	1,569,069	
経常損益 (C)-(D) (E)	△ 47,849	△ 51,688	△ 55,529	△ 50,768	△ 63,091	
特別利益 (F)	18	18	18	18	18	
特別損失 (G)	402	402	402	402	402	
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 384	△ 384	△ 384	△ 384	△ 384	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	△ 48,233	△ 52,072	△ 55,913	△ 51,152	△ 63,475	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	51,564	△ 580	△ 56,606	△ 107,925	△ 171,563	
流動資産 (J)	542,355	534,591	563,913	626,415	700,745	
うち未収金	168,217	167,585	166,985	166,366	165,755	
流動負債 (K)	1,155,723	1,225,707	1,296,216	1,367,249	1,438,807	
うち建設改良費分	533,506	504,259	480,306	464,414	450,908	
うち一時借入金						
うち未払金	69,459	69,984	70,509	71,033	71,558	

表-9 収支計画 資本的収支

(税込み, 単位: 千円)

区 分		年 度						
		R7	R8	R9	R10	R11		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	441,900	473,900	440,000	472,600	379,000	
		うち 資本費平準化債	49,000	47,000	39,000	24,000	18,000	
		2. 他 会 計 出 資 金	53,171	57,029	60,949	63,421	64,372	
		3. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	67,900	136,900	171,150	138,750	83,000	
	4. 工 事 負 担 金	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600		
	計 (A)	566,571	671,429	675,699	678,371	529,972		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)	566,571	671,429	675,699	678,371	529,972		
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	486,500	576,500	593,900	603,100	451,200
			うち 職員給与費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
2. 企 業 債 償 還 金			658,742	657,669	642,685	613,639	603,886	
3. そ の 他								
計 (D)	1,145,242	1,234,169	1,236,585	1,216,739	1,055,086			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		578,671	562,740	560,886	538,368	525,114		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	577,583	562,206	564,247	539,911	536,611	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他	1,088	534	△ 3,361	△ 1,543	△ 11,497	
計 (F)	578,671	562,740	560,886	538,368	525,114			
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		7,159,882	6,976,113	6,773,428	6,632,389	6,407,503		

区 分		年 度						
		R12	R13	R14	R15	R16		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	432,600	442,700	407,700	384,700	390,200	
		うち 資本費平準化債	8,000					
		2. 他 会 計 出 資 金	67,571	71,234	72,655	71,158	69,883	
		3. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	157,600	130,000	99,000	84,000	88,000	
	4. 工 事 負 担 金	3,600						
	計 (A)	661,371	643,934	579,355	539,858	548,083		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)	661,371	643,934	579,355	539,858	548,083		
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	612,900	576,200	510,200	473,700	481,700
			うち 職員給与費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
2. 企 業 債 償 還 金			590,569	560,241	530,164	504,186	486,873	
3. そ の 他								
計 (D)	1,203,469	1,136,441	1,040,364	977,886	968,573			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		542,098	492,507	461,009	438,028	420,490		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	546,591	494,968	466,665	445,653	427,765	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他	△ 4,493	△ 2,461	△ 5,656	△ 7,625	△ 7,275	
計 (F)	542,098	492,507	461,009	438,028	420,490			
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		6,249,534	6,131,993	6,009,529	5,890,043	5,793,370		

表-10 収支計画 他会計繰入金^⑩

(単位：千円)

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
収益的収支分 ^⑪	548,642	553,395	551,432	538,559	533,185
うち基準内繰入金	506,653	511,527	509,309	496,293	490,350
うち基準外繰入金	41,989	41,868	42,123	42,266	42,835
資本的収支分 ^⑫	53,171	57,029	60,949	63,421	64,372
うち基準内繰入金	14,426	16,436	18,086	18,638	18,592
うち基準外繰入金	38,745	40,593	42,863	44,783	45,780
合 計	601,813	610,424	612,381	601,980	597,557

区 分	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支分	539,717	548,070	558,963	566,927	576,024
うち基準内繰入金	497,005	505,475	516,193	524,002	532,897
うち基準外繰入金	42,712	42,595	42,770	42,925	43,127
資本的収支分	67,571	71,234	72,655	71,158	69,883
うち基準内繰入金	18,886	19,185	18,356	17,407	16,515
うち基準外繰入金	48,685	52,049	54,299	53,751	53,368
合 計	607,288	619,304	631,618	638,085	645,907

(3) 今後検討を要する項目

① 今後の投資についての考え方・検討状況

■ その他の取組

- ・ 少子高齢化・人口減少により使用水量の減少が想定されるため、老朽化により施設更新が必要となる際には、費用対効果を見極め、処理方式の変更や処理能力のスペックダウンも視野に、適切な施設規模となるよう検討する必要があります。
- ・ 個排事業においては、今後の需要動向を的確に把握しながら、状況によって浄化槽の設置基数等、事業規模の縮小を検討する必要があります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

■ 繰入金に関する事項

- ・ 公共下水道事業、特環下水道事業、個排事業はそれぞれ事業環境が異なり、収支状況も大きく違う中で、使用料体系は統一されている状況にあるため、それぞれの事業運営が将来にわたり持続可能なものになるよう留意し、事業実態に見合った一般会計繰入を求めるなど、それぞれの事業において収入確保・収支均衡に努めます。

⑩ 地方公営企業法第17条の2の「経費負担の原則」の規定に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。毎年4月に総務省から示される繰出基準によるもの（＝基準内繰入金）と、それ以外の政策的経費によるもの（＝基準外繰入金）とに分類される。

⑪ 表-8中1. 営業収益(3)その他欄の内数として雨水処理費（資本費及び維持管理費）に対する基準内繰入金を計上している。また、2. 営業外収益(1)他会計補助金欄には、分流式下水道等に要する経費（汚水資本費の一部）や高資本費対策に要する経費などに係る基準内繰入金とそれ以外の政策的経費に係る基準外繰入金を計上している。

⑫ 表-9中2. 他会計出資金欄に計上しており、地方公営企業法第18条に基づく一般会計から出資されたものをいう。雨水処理費（用地に係る企業債元金償還金等に限る。）や個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部に対する基準内繰入金とそれ以外の政策的経費に係る基準外繰入金がある。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

■ 民間活力の活用に関する事項

- ・下水道施設の維持管理について、これまでの運転管理主体の委託よりさらに業務範囲を拡大する包括的民間委託等の手法について、費用対効果や職員の技術力維持などの視点も踏まえ、その可否を継続して検討していきます。

■ 薬品費・修繕費・委託料に関する事項

- ・上記の包括的民間委託等の手法により、薬品管理や修繕の実施も含めた委託とする場合の経費削減効果の有無等について検討していきます。

■ その他の取組

- ・水道事業は、下水道事業と同様、公営企業会計であり、また、指定業者の多くが重複していることから、会計業務の協力体制やそれぞれで行っている窓口業務のワンストップ化をはじめとして、各種業務連携の可能性や効果について検討していきます。

VI. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

下水道使用料の見直しと合わせ、概ね4年を一区切りとして見直しを行い、適宜更新していくとともに、更新後の計画も10年間を維持します（図-50 参照）。

なお、経営戦略の点検・見直しについては、その都度、下水道事業運営委員会へ報告するほか、市ホームページなどで公表します。

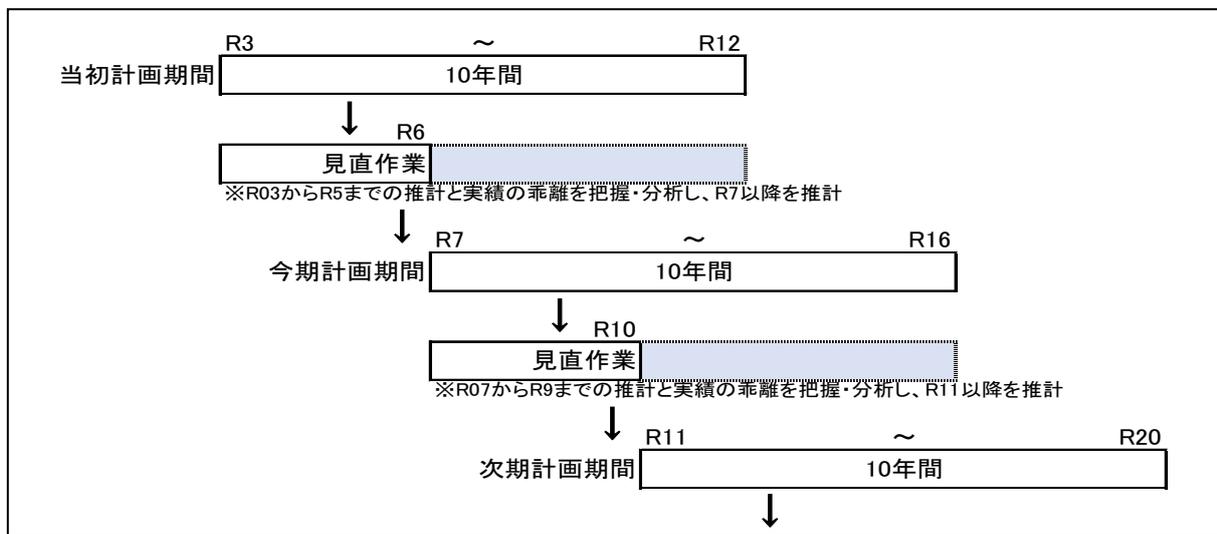


図-50 計画更新イメージ

Ⅶ. まとめ

近年、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化に加え、異常気象や地震による被害など、下水道事業をとりまく環境がめまぐるしく変化する中、老朽化施設の更新や耐震化への対応など、大きな転換期を迎えていると言えます。これから先、社会情勢や経済状況の変化など、より厳しい事業環境となることも想定したうえで、柔軟に対応しながら安定した事業運営を持続していかなければなりません。

そのためには、より中長期的な経営の基本計画が必要になると考え、特環下水道事業において先に策定済みであった「石狩市特定環境保全公共下水道事業経営戦略」の見直しを機に、公共下水道事業と個排事業を加えた下水道3事業の今後10年間の事業運営の指標となるよう、新たに「石狩市下水道事業経営戦略」を策定しました。

使用料収入の減少、更新費用の増加などにより、今後の下水道事業経営は一段と厳しさを増し、段階的な使用料改定は避けられない状況にあります。変化する社会情勢に的確に対応し、将来にわたる事業の継続、さらには安定経営の継続を可能なものにするために、今後は、『概ね4年毎の見直し』と『収支均衡の継続』を基本原則として、各種施策に取り組むこととします。

(別紙)

経営指標の概要（下水道事業）

1. 経営の健全性・効率性

経常収支比率（％）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
-----------	--

【指標の意味】

経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

累積欠損金比率（％）	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
------------	---

【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

流動比率（％）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
---------	--

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが必要である。一般的に 100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

(別紙)

企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計}-\text{一般会計負担額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}-\text{雨水処理負担金}} \times 100$
------------------	--

【指標の意味】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$
-----------	--

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

【分析の考え方】

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$
------------	--

【指標の意味】

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

また、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要がある。また、分析及び統計を元に、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要である。

(別紙)

使用料単価 (円)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{年間有収水量}} \times 100$
-----------	--

【指標の意味】

有収水量 1 m³当たりのの使用料収入であり、使用料の水準を示す。

【分析の考え方】

使用料の設定は、団体毎に、地域の実情に応じた体系を採用しているところであるが、当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、経費回収率が著しく低い団体にあっては、使用料設定上の問題点を究明する必要がある。

施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
-----------	--

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要である。

水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
----------	--

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましい。一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

(別紙)

2 老朽化の状況

有形固定資産減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
-----------------	---

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

管渠老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
------------	--

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

管渠改善率 (%)	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
-----------	---

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が2%の場合、全ての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できる。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められる。